

企画競争実施の公示

令和6年5月30日

東北地方整備局 山形河川国道事務所長 森田 裕介

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名：東北中央自動車道の利活用と地域活性化に向けた意見収集業務
- (2) 業務内容：本業務は東北中央自動車道が整備されることで、今後は更なる道路利用ニーズが発生し地域の活性化や今後の来訪意向の変化など整備効果の創出が期待されることから、地域住民を含めた利活用者の意見を収集し、東北中央自動車道の利活用と地域活性化に向けた整備効果の可視化を図ることを目的とする。
- (3) 履行期限：令和6年12月13日（金）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」において東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定を受けた者であること。
なお、これに該当する場合には、企画提案書提出時に次に掲げる書類も提出すること。
更生計画又は再生計画の認可決定を受けた者が提出を要する書類
更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し
- (4) 企画提案書の提出期限の日から、見積書の徴取の時までの期間に、東北地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 企画競争実施に係る説明書を3.(2)により直接交付を受けた者であること。
- (7) 過去10年間（平成26年度から令和5年度）に完了した下記の業務において、東北地方整備局管内における実績を1件以上有すること。
地域活性化検討、道路利活用検討、道路整備の必要性検討の意見収集またはヒアリング調査
- (8) 配置予定業務管理責任者について特に資格は定めない。

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒990-9580 山形市成沢西四丁目3番55号
国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 経理課
電話：023-688-8923（内線554）
電子メール：thr-761keiyaku02@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付場所及び方法

交付を希望する者には、託送（着払い・希望者の負担）、電子メール又は、(1)の場所で交付を行う。

ただし、交付を希望する場合は、(1)に送付先、会社名、担当者名、電話番号等を明記の上、電子メール（送信後、必ず着信を確認すること。）により申し出ること。

② (1)での交付期間

令和6年5月30日（木）から令和6年6月19日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時30分から16時00分まで。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限 : 令和6年6月19日（水）14時00分

② 提出場所 : (1)に同じ。

③ 提出方法 : 持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限まで必着。）もしくは電子メールによるものとする。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を企画提案書等に必ず記載すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無

出された企画提案書について、ヒアリングは実施しない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容は、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。